

春日井市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材その他これらに類する材料を用いた塀又は門柱をいう。
- (2) 公道等 道路、公園、境内地等の通常の状態において不特定多数の者が利用することが将来にわたって予想される土地をいう。
- (3) 敷地 利用上一体となった土地をいう。
- (4) 撤去 ブロック塀等を取り壊すことをいう。
- (5) 事業者 補助対象となるブロック塀等の撤去工事を施工する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 撤去しようとするブロック塀等を所有又は管理する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う、公道等に面する高さ1メートル以上の市内に存するブロック塀等の撤去とする。

2 前項の規定にかかわらず、公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合にあっては、公道等からの高さが1メートル以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60センチメートルを超えるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するブロック塀等の撤去については、補助の対象としない。

(1) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの

(2) 過去にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けているものと同一の敷地に存するもの

(3) ブロック塀等が、公共事業の補償対象となっているもの

(4) ブロック塀等の撤去に関し、国その他地方公共団体等の補助金等の交付を受けているもの

(補助事業の条件)

第5条 補助事業は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 同一の敷地において、公道等に面する補助の対象となるブロック塀等を全て撤去すること。

(2) ブロック塀等を撤去した後に、倒壊等による事故の発生のおそれのある垣、柵、塀等を同一敷地内の公道等に面する場所に新たに設けないこと。

(3) ブロック塀等を撤去した後に、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反した建築物及び工作物を新たに設置しないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等を撤去、運搬及び処分する工事に要する費用とし、撤去するブロック塀等

の延長に1メートルにつき10,000円を乗じて得た額を限度とする。この場合において、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 撤去するブロック塀等の全景が分かる写真

(3) 撤去費見積書の写し(事業者の記名及び押印のあるものに限る。)

(4) 市税の滞納のない証明書

(5) 第5条第2号の条件を遵守する旨を記載した誓約書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第4号の書類について、市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合は、申請者の同意を得て省略することができる。

3 申請者は、次に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。

(1) 土地区画整理事業区域

(2) 都市計画施設区域

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協議を必要と認める事業区域

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(地位の承継)

第10条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継させる場合は、申請者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、春日井市ブロック塀等撤去費補助金地位承継届(第2号様式)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づく補助金の受領を委任する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去完了後の写真

(2) 領収書の写し(事業者の発行したものに限る。)

(3) 産業廃棄物管理票A票の写し又はこれに代わるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後、補助事業を行った者（申請者が次条第1項の規定により事業者に補助金の受領を委任した場合にあっては、当該事業者）の請求に基づいて交付するものとする。

(補助金の受領の委任)

第13条 申請者は、事業者に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市ブロック塀等撤去費補助金受領委任払申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市ブロック塀等撤去費補助金受領委任払承認通知書（第4号様式）により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

